

○第150回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和2年1月20日（月）14：00～15：19

議事概要：

（1）動物用医薬品（チルジピロシン）の食品健康影響評価について

審議の結果、第1版の結論と同じ、チルジピロシンの許容一日摂取量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* マクロライド系抗生物質で、海外で動物用医薬品として牛及び豚の細菌性肺炎の治療に使用されています。

（4）飼料添加物（*Trichoderma reesei* JPTR003 株が産生するムラミダーゼを原体とする飼料添加物）の食品健康影響評価について

事務局から概要を説明し検討項目の整理を行い、継続審議となった。

* 飼料添加物として、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。